

## 大田区文化振興推進協議会設置要綱

平成 28 年 3 月 31 日 27 観国発 第 12374 号 区長決定  
改正 平成 29 年 8 月 7 日 29 観文発第 10534 号 区長決定  
改正 令和 6 年 9 月 12 日 6 ス文発第 10644 号 区長決定

### (設置)

第 1 条 区の文化振興施策を推進するにあたり、必要な事項を検討するため、大田区文化振興推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第 2 条 推進協議会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を区長に報告するものとする。

- (1) 次期大田区文化振興プラン策定への提案及び助言に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、区の文化振興の推進に関すること。

### (構成)

第 3 条 推進協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

- |                         |       |
|-------------------------|-------|
| (1) 文化振興に熱意と関心のある区民公募委員 | 2 名以内 |
| (2) 文化団体に所属し現に活動している区民  | 1 名   |
| (3) 自治会町会関係者            | 1 名   |
| (4) 学識経験者               | 3 名以内 |
| (5) 公益財団法人大田区文化振興協会事務局長 | 1 名   |
| (6) 区議会議員               | 2 名   |
| (7) スポーツ・文化・国際都市部長      | 1 名   |
| (8) スポーツ・文化・国際都市部参事     | 1 名   |
| (9) その他区長が必要と認める者       | 2 名以内 |

### (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

- 2 前項に規定する任期の途中で委員が欠ける場合は、その委員の残任期間について新たに委員を選任することができるものとする。

### (委員長及び委員長代理)

第 5 条 推進協議会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第 6 条 推進協議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員その他の関係者の出席を求めて、意見若しくは説明を聞き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(定足数及び表決)

第7条 推進協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 推進協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(謝礼)

第8条 推進協議会に出席した者には、予算の範囲内において謝礼を支払うものとする。ただし、区職員を除く。

2 前項の謝礼の金額は、別表に掲げるとおりとする。

(庶務)

第9条 推進協議会の庶務は、スポーツ・文化・国際都市部文化振興課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、スポーツ・文化・国際都市部長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表（第8条関係）

役 職	謝礼（日額）
委員長	22,000 円
委員	15,000 円